

日本語学会会費に関する規則

2015年5月23日 制定

2018年5月19日 改定

2019年10月26日 改定

(目的)

第1条 この規則は、会則第4条に定める会費に関して、その金額、納入について定めるとともに、納入の遅滞や不納があった場合等の措置について定めるものである。

(会費の年額)

第2条 会費の年額は1万円とする。ただし、本条第2項の「学生会費」及び第3項の「海外会費」はそれぞれ5千円とする。

2 (学生会費) 学生会費は、学部学生・大学院生・研究生などの学籍を現に有する者に適用される。この適用を受けるためには、新規の入会時及び各年度の会費納入時に、そのつどの学籍を証明する書類(学生証・在学証明書等。その写しを含む)を学会に提示しなければならない。

3 (海外会費) 海外会費は、海外に在住ないし在勤する者で、学会機関誌配布の受け取り地を当該の海外在住地・在勤地とする会員に適用される。

(会費の納入)

第3条 会費の納入は以下の通りとし、会員は会費の納入に遅滞が生じないように努めるものとする。

2 新たに会員になろうとする者は、会則第4条に定める入会届を学会に提出する際、同時に会費を納入するものとする。

3 引き続き会員である者は、毎年度7月末日までに遅滞なく会費を納入すること。

4 納入方法は、別途、学会から機関誌、ホームページ等で周知するところによる。

(会費の未納への対応)

第4条 会費納入の通知や督促にもかかわらず、会計年度末(3月末)までに当該年度と前年度の2年分の会費が未納である会員は、同日をもって退会したものと見なす。

2 機関誌への投稿、研究発表会での発表の申し込みの際に、当該年度までの会費が未納の場合は、投稿・発表申し込みは受け付けない。ただし、投稿・発表申し込みと同時に未納分の会費が納入された場合には投稿・発表申し込みを受け付ける。また、会員でない者が投稿・発表申し込みをしようとする場合は、同時に入会届を提出し会費を納入することにより投稿・発表申し込みを受け付けるものとする。

- 3 機関誌の配布については、1 会計年度の会費が未納である場合、次年度刊行分から停止するものとする。会員に対する学会からの通知や情報提供、インターネットを通じた会員限定の情報提供等についても、同様とする。
- 4 会費の未納について、前3項以外に措置が必要になったときは、理事会及び事務局委員会で対応するものとする。

(退会に際しての会費の扱い)

第5条 退会を申し出る会員は、当該年度分までの会費を納入していなければならない。
年度途中で退会する場合、すでに納入されていた当該年度分までの会費は、これを返還しないものとする。

付則 この規則は2015年5月23日から施行する。

付則 この規則は2018年5月19日から施行する。

付則 この規則は2020年4月1日から施行する。